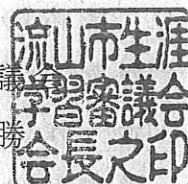


平成30年1月25日

流山市教育委員会 様

流山市生涯学習審議会
会長 辻野 吉勝



おおたかの森センターのピアノの利用料金について（答申）

平成30年1月11日付け流教公第81号で諮問のあったおおたかの森センターのピアノの利用料金について、次のとおり答申します。

記

流山市の公民館等施設では、市民の利用に供するため、附属備品としてピアノを設置しています。文化会館や他の公民館等の施設には、セミコンサートのグランドピアノを備え、有料で貸出しています。

一方、おおたかの森センターは、平成27年開設当初に市民の方から寄贈されたアップライトピアノ1台と今回寄贈を受けたグランドピアノ1台を無料で供用しているとのことでした。

公民館等に備えているピアノは、調律などの維持管理のための経費がかかり、その経費は、おおたかの森センターを除いて市民が支払う税金と施設を使用する方からの利用料金等によって賄われています。

おおたかの森センターのピアノは寄贈いただいたピアノですが、メンテナンスを行い、使用上何ら問題がない状態で市民に供用しており、ピアノの維持管理経費は、これまでおおたかの森センターの指定管理者が指定管理料の中で捻出しているとのことでした。

審議会としては、ピアノを利用する方には利用に際し、受益者負担と公平性の観点から適正な利用料金負担が求められていると考えます。

また、利用金額については、他の公民館等で既に1コマ324円で利用されていますので、市内で地域格差が生じるような新たな別料金を設定することは難しく、他の公民館等と同額の1コマ324円で設定することが適正と考えます。

以上のとおり、おおたかの森センターは他の公民館及び南流山センタ

一と同様の施設であるため、ピアノ利用料金については、公民館という社会教育活動を支援する立場から他の公民館及び南流山センターにおけるピアノの利用料金と同様にすることが適正と考えます。

なお、以下の点について、配意されるよう付言します。

- 1 市内のピアノを備えた施設の中には、複数団体からの利用申込みがあり、利用予約が取りにくい所もあるので、おおたかの森センターのホールに2台設置する選択以外に、アップライトピアノ1台を他の会議室又は他の施設に移設し、市民の利用に供することも検討されたい。

以 上

平成29年度生涯学習審議会委員

会 長	辻野	吉勝
副会長	増満	圭子
委 員	土屋	薫
委 員	大重	基樹
委 員	鈴木	明裕
委 員	吉田	富昇
委 員	伊藤	基
委 員	佐藤	洋一
委 員	井田	明子
委 員	神永	道子
委 員	里舘	雅江
委 員	野上	勇雄